# 市町村議会で議決した意見書（平成28年３月）

平成28年4月7日現在

| No. | 市町村名 | 件名 | 議決年月日 | 頁 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 盛　岡　市 | 奨学金制度等の充実を求める意見書 | H28.3.25 | 1 |
| 2 | 宮　古　市 | 海岸保全施設整備に関する意見書 | H28.3.16 | 2 |
| 3 | 遠　野　市 | 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書 | H28.3.11 | 3 |
| 4 | 遠　野　市 | 新たな県立高等学校再編計画案に対する遠野市内2校の県立高等学校存続を求める意見書 | H28.3.11 | 5 |
| 5 | 遠　野　市 | 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書 | H28.3.11 | 6 |
| 6 | 一　関　市 | 木材活用と林業振興による地域創生を求める意見書 | H28.3.17 | 8 |
| 7 | 一　関　市 | 国道343号の被災からの早期復旧と抜本的な対策を求める意見書 | H28.3.17 | 10 |
| 8 | 一　関　市 | 子供の貧困対策の強化を求める意見書 | H28.3.17 | 11 |
| 9 | 釜　石　市 | TPP交渉の大筋合意への対応を求める意見書 | H28.3.17 | 12 |
| 10 | 二　戸　市 | 寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大することを求める意見書 | H28.3.23 | 13 |
| 11 | 二　戸　市 | 奨学金制度の充実等を求める意見書 | H28.3.23 | 14 |
| 12 | 二　戸　市 | 国民健康保険制度の充実強化を求める意見書 | H28.3.23 | 15 |
| 13 | 二　戸　市 | 子どもの医療費助成制度を求める意見書 | H28.3.23 | 16 |
| 14 | 八幡平市 | TPPからの撤退・批准中止を求める意見書 | H28.3.25 | 17 |
| 15 | 八幡平市 | 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める意見書 | H28.3.25 | 18 |
| 16 | 奥　州　市 | 奨学金制度の充実等を求める意見書 | H28.3.24 | 20 |
| 17 | 奥　州　市 | ヘイトスピーチを禁止する法の整備を求める意見書 | H28.3.24 | 21 |
| 18 | 矢　巾　町 | 安全保障関連法の廃止を求める意見書 | H28.3.22 | 22 |
| 19 | 矢　巾　町 | 社会資本（上下水道）の老朽化対策の制度拡充を求める意見書 | H28.3.22 | 23 |
| 20 | 普　代　村 | ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書 | H28.3.10 | 24 |
| 21 | 一　戸　町 | 国による子どもの医療費助成の制度化と国民健康保険国庫負担金減額調整措置の廃止を求める意見書 | H28.3.17 | 25 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| 盛　岡　市 | 【議決年月日】平成 28 年３月 25 日<br>【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣<br>【件　　　名】奨学金制度等の充実を求める意見書<br><br>学費が高騰する一方、世帯収入が下がり続ける中で、家庭の教育費負担が重くなっています。既に大学生の５割超、大学院生の６割超が何らかの奨学金を受給しなくては学業を続けられないのが実態です。<br>我が国の公的な奨学金制度の中心である独立行政法人日本学生支援機構による奨学金は貸与型の奨学金制度であり、その７割超（貸与金額）が年３％を上限とする利息付きの奨学金（第２種奨学金）となっています。<br>近年、被貸与者数及び借入金額が増加を続ける一方で、就職難や非正規労働の増加などから、卒業後も奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増しています。<br>同機構は返還期限の猶予や減額返還等の制度を設けていますが、適用の要件が厳しく、ほとんど対象となりません。また、民間サービサー（債権回収会社）による過酷な債権回収等が社会問題ともなっています。<br>よって、国においては、学習意欲と能力のある若者が家庭の経済状況にかかわらず進学し、安心して学業に専念できる環境を作るため、下記事項の実現を強く要請します。<br><br>記<br><br>１　高校生を対象とした給付型奨学金制度を拡充し、大学生等を対象とした給付型奨学金制度を創設すること。<br>２　無利子奨学金を充実させ、延滞金の加算利息はさらに引き下げること。<br>３　返還猶予、返還免除、減額返還等の救済制度の周知と拡充を図り、柔軟に適用させること。また、地方創生の観点から、就職時に地元に戻って定住する場合には奨学金貸与者の返還金の一部または全額を免除する等の制度を創設すること。<br>４　大学等の授業料減免制度を拡充し、高等教育の学費の引き下げを図ること。<br><br>以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| 宮　古　市 | 【議決年月日】平成 28 年３月 16 日<br>【提　出　先】岩手県知事<br>【件　　　名】海岸保全施設整備に関する意見書<br><br>（趣旨）<br>岩手県が、平成２８年１月２５日に公表した「社会資本の復旧・復興ロードマップ」において、完成時期が遅れることとなった海岸保全施設について、宮古市民に対して十分に説明責任を果たすよう求める。<br><br>（理由）<br>岩手県は、平成２８年１月２５日、「社会資本の復旧・復興ロードマップ（平成２７年１２月３１日現在)」を公表した。<br>このロードマップによると、宮古市で実施している海岸保全施設整備の完成時期が遅れる見通しとなった。<br>岩手県では、事業実施にあたり幾度となく、工期も含め住民説明会等を開催しているところである。<br>しかし、工事着手後に想定より深い支持地盤が確認されたことから、追加ボーリング調査に伴う設計・工法の変更により、工期の延伸が必要となっていることは理解できるものの、その詳細な内容、衛星回線による水門・陸閘の遠隔操作、維持管理費用など、宮古市民に対する詳細な説明が十分とは言い切れない。<br>よって、岩手県においては、宮古港海岸鍬ヶ崎防潮堤整備工事及び閉伊川水門整備工事の工期延伸、水門・陸閘整備における衛星回線による遠隔操作の方法や施設の構造、維持管理費用など、宮古市民の理解を更に深めるとともに市民が抱く不安を取り除くため、十分に説明責任を果たすよう求める。<br><br>以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| 遠　野　市 | 【議決年月日】平成 28 年３月 11 日<br>【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣<br>文部科学大臣<br>【件　　　名】軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書<br><br>脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、頭が衝撃や打撲を受けたり、激しく揺さぶられることによって、あるいは身体への強打によって、頭と脳が前後左右に急速に動かされることによって生じる。この突然の動きによって、文字通り脳は頭蓋内で跳ねまわされ、よじられ、脳細胞が引っ張られて損傷を受け、脳内に科学的な変化を生じる。<br>脳しんとうを受傷しても通常、生命を脅かすことはないが、治療を必要とする重篤な症状を引き起こす場合もある。<br>主な症状は受傷後、記憶障害、錯乱、眠気、だるさ、めまい、ものが二重に見えるあるいはぼやけて見える、頭痛または軽度の頭痛等、複雑かつ多彩であり、また症状は、すぐに始まることもあれば、損傷後数時間、数日、数週間、あるいは数ヶ月発症しないこともある。<br>特に、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる等が発症した場合、症状が消失するには数ヶ月かかることがあり、まれには、永続的な脳損傷を受ける可能性が高くなるし、死に至る場合もあるので、繰り返し脳しんとうを受けることは避けるべきである。<br>また、重篤な事案となった場合にも事故の初動調査の遅れがちになることにより、事案の経緯が明確にならないため、介護・医療・補償問題をも後手に回ってしまい、最悪、家庭の崩壊へと陥っている家族も多く、事故調査を蔑ろにしてしまうがために、同様の事故を繰り返し起こしてしまっているのが現状である。<br>そこで、国におかれましては、上記の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じるよう、強く要望する。<br>記<br>軽度外傷性脳損傷及び脳しんとうへの対応について<br>１　＜教育機関での周知徹底と対策＞<br>各学校などの教師・保健師・スポーツコーチ及び救急救命士・救急隊員に＜PocketSCAT２（スポーツ脳しんとうの簡易評価ツール）＞の携帯を義務付けること。<br>併せて、鞭打ち型損傷、若しくは、頭頚部に衝撃を受けたと推測される事故・事案が発生した場合は、本人の訴えだけではなく、症状を客観的に正確に観察して判断を下すとともに、家庭・家族への報告も義務付け、経過観察を促すこと。<br>２　＜専門医による診断と適切な検査の実施＞<br>脳しんとうを疑った場合は、直ちに脳神経外科医の診断を受け、CT/MRI だけではなく、神経学的検査の受診も義務付けるとともに、＜Scat３（12 歳以下の場合は ChildSCAT３）＞を実地し、対応できる対応できる医療連携体制の構築を進めること。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| | ３　＜周知・啓発・予防措置の推進と相談窓口の設置＞<br>　脳しんとうについて、各自治体の医療相談窓口等に対応できる職員を配置し、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発、周知、予防をより一層図ること。<br>４　＜園内・学校内で発生した重大事故の繰り返しの防止＞<br>　保育園・幼稚園及び、学校内で発生した事案が重篤な場合、直ちに保護者へ連絡するとともに第三者調査機関を設置し迅速に事故調査、及び開示を行うこと。<br><br>以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| 遠　野　市 | 【議決年月日】平成 28 年３月 11 日<br>【提　出　先】岩手県知事、岩手県教育委員会教育長<br>【件　　　名】新たな県立高等学校再編計画案に対する遠野市内２校の県立高等学校存続を求める意見書<br><br>昨年 12 月に岩手県教育委員会より「新たな県立高等学校再編計画(案)」が公表された。<br>それによると当市の遠野高校と遠野緑峰高校の２校については、平成 32 年に統合し、商業系学科を廃止のうえ双方の校舎を使用する「校舎制」を採用する案が示されたが、これを受け高校進学を控える受験生はもとより、地域住民は一様に不安を感じている。<br>２校のうち遠野緑峰高校は昭和 23 年に創立し、遠野農業高校として遠野高校から分離独立している。その背景には、地元市町村からの請願と土地の提供があり、地域住民が資材を供出した経緯がある。<br>その後、県内に先駆けて農業系学科と遠野高校の商業系学科が統合し、現在の遠野緑峰高等学校となり、「農と商の融合」を合言葉に、地域を担う有益な人材を世に送り出してきた。<br>遠野緑峰高校の特色は、「早池峰菜の復活」や「ホップ和紙の開発」に見られるような地域に根ざした活動や地元定着者が多いことである。<br>一方、遠野高校は明治 34 年に創立以来 110 余年の歴史を誇る伝統校であり、「修徳尚武」の校訓が示すとおり、高い徳性と文武両道の実現を目指すとともに、地域の期待に応え、自主・自律のできる人材の育成に努めている。<br>今後、県教委が高校再編計画をまとめるに当たっては、これらの実情を考慮するとともに、子どもたちの将来を見据え多様な幅広い視野に立った進路希望に沿えるよう配慮すべきであり、それが結果として岩手県の発展にも寄与するものと確信している。<br>このことから両校の特色を生かして２校とも存続すべきと考え、下記事項のとおり要望する。<br>記<br>1　遠野高校と遠野緑峰高校を統合せず、２校とも存続とすること。<br>2　学校再編計画について、短期間での議論で拙速に結論を出さずに慎重審議をすること。<br>3　少人数の生徒でも高校が成り立つ制度改正を県として国に対して強く要望し、岩手県独自の制度を構築・確立すること。<br><br>以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| 遠　野　市 | 【議決年月日】平成 28 年３月 11 日<br>【提　出　先】内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、法務大臣、総務大臣、国家公安委員会委員長<br>【件　　　名】児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書<br><br>児童虐待により幼い命が奪われる深刻な事態が続いている。<br>家庭や地域における養育力の低下、子育ての孤立化や不安・負担感の増大等により、児童虐待の相談対応件数は増加の一途を辿り、複雑・困難なケースも増加しています。こうした現状に鑑み、政府は昨年 12 月、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」を策定した。<br>政府においては、同プロジェクトで策定された施策の方向性を踏まえ、児童虐待発生予防から発生時の迅速かつ的確な対応、自立支援に至るまでの一連の対策強化のため、下記の事項について速やかに実施するよう強く要望する。<br><br>記<br><br>１　児童虐待の発生を予防し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実現するため、「子育て包括支援センター」を法定化し、全国展開を図ること。また、孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ支援を強化するため、子育ての不安や悩み等を抱える家庭への養育支援訪問事業や、ホームスタート（家庭訪問型子育て支援）事業をすべての自治体で実施できるようにすること。<br><br>２　児童相談所全国共通ダイヤル「１８９」の更なる周知を図り、通報しやすい体制を整えること。また、通報に対し、緊急性の判断や関係機関との連携を的確に行える体制整備にも努めること。<br><br>３　児童虐待が発生した場合、迅速かつ的確な初期対応が行われるよう、児童相談所の体制や専門性を抜本的に強化すること。特に児童福祉司、児童心理司、保健師等はじめ職員配置の充実、子どもの権利を擁護する観点等から弁護士の活用等を積極的に図ること。<br><br>４　学校や医療機関、警察等関係機関における早期発見と適切な対応を図るため、児童相談所と関係機関との間における緊密な連携体制を再構築すること。特に、警察と児童相談所においては、虐待の通報を受けた場合、虐待の有無に関わらず、情報共有を図ること。また、一時保護等において警察と児童相談所が協働対応する仕組みを全国で構築すること。<br><br>５　一時保護所における環境改善を早急に図ること。また、里親や養子縁組を推進し、家庭的擁護のもとで子どもたちが安心して養育される環境を整えること。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| | 6　被虐待児童について、18 歳を超えても引き続き自立支援が受けられるようにするとともに、施設退所後や里親委託後の児童等に対しきめ細かなアフターケア事業を全国で実施すること。<br><br>以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
|---|---|
| 一　関　市 | 【議決年月日】平成 28 年３月 17 日<br>【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、地方創生担当大臣、岩手県知事<br>【件　　　名】木材活用と林業振興による地域創生を求める意見書<br><br>我が国の国土の 67％を占める山林は、地球環境の保全、災害防止、水源涵養の公的な機能はもとより、我が国の数少ない自前で確保できる再生エネルギー資源であり将来に亘ってその適切な保全・活用を図っていく必要がある。<br>しかし、現状は、人工林が山林の４割を占め、そのうちの 43％を占めるスギ材は、昭和 55 年当時の最盛期の価格の３分の１にまで低落していることから資産価値は著しく低下し、充分な保全・活用がなされておらず、用材部分以外の残材は山林に放置され、林道を破壊しガレキ化するなど山林は荒廃するばかりである。<br>特に、中山間地でさえも、木材を燃料とした生活が石油や電気に変わり、木材価格も低迷していることから人々の林業への関心が薄れ、カモシカなどの獣が頻繁に見られ、人や集落との棲み分けがしにくくなり里山機能の低下が進んでいる。<br>もとより、山林は、自然環境を保全する機能や古来より続く精神や文化と関わる機能を持っており、その機能を継続するためには適切に管理・保全する必要があるが、それ以外の大部分の山林は、燃料エネルギーや建築材などの経済財として活用することが、地域における木材・山林の価値を高め、就業の場など産業として地域の活性化につながると考えるものである。<br>戦後、国を挙げて取り組み、先代が子や孫のために植林した杉や松を主とした針葉樹が、60 年という伐期を迎えている現在、木材の有効活用を図ることが山林地域が活性化するとともに地球環境面にもよい効果となり、確実に地域創生が推進されるものと考え、その具体的な推進策として以下の項目に取り組むよう意見書を提出する。<br><br>記<br><br>１　森林を国民共有の財産・資源であり、地球環境の保全、災害防止、水源涵養の公的な機能は勿論、我が国の数少ない自前で確保できる再生エネルギー資源として、その適切な管理・活用を国を挙げて取り組むこと。<br>２　経済財としての木材の適時伐採が、二酸化炭素の吸収など温暖化防止など環境面でより効果があり自然の循環サイクルにつながることを広く広報し、積極的な国民の林業への関心を高め理解を深める国民運動を展開すること。<br>３　木材活用・林業振興のため、地方自治体・団体・個人の林業関連事業を積極的に支援するとともに、林道整備や機械の導入などの国の支援策を強化し森林を多く抱える地域の活性化を図ること。<br>４　適時伐採後の山林には、広葉樹を主とした植林を義務づけ、次世代が木材を活用できるよう必要な費用について、国が積極的に支援すること。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
|  | 5　木材が持つ温暖化防止の環境機能や建築資材としての優れた特性を十分に活用できるよう規制緩和を図り、公共施設や民間の積極的な活用を国策として推進すること。<br>6　木材・森林の積極的な利活用が木材の価値を高め、産業としての林業の振興につながり、雇用の場、所得の場、地域定着の場として地域創生が図られることから総合的な施策を推進されたいこと。<br><br>以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| 一　関　市 | 【議決年月日】平成 28 年３月 17 日<br>【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、復興大臣、岩手県知事<br>【件　　　名】国道 343 号の被災からの早期復旧と抜本的な対策を求める意見書<br><br>国道 343 号は内陸である一関市と沿岸を結ぶ横軸の基幹道路である。<br>先の東日本大震災においては、内陸と津波被災地を結ぶ命の基幹道路として、多くの緊急物資の物流を担い、現在においても、沿岸部の復旧・復興に大きな役割を果たしている。<br>この国道の陸前高田市側において、平成 28 年２月 15 日に発生した急峻なのり面の崩落で、全面交通止めの状況となり、仮設の迂回路が３月 11 日に開通したものの、応急的な措置となっている。<br>このため、復興に関係する物流は、大きく迂回する状況となっており、復興の進捗に影響が生じている。<br>この場所は、笹ノ田峠として、交通の難所として、以前から、トンネル化による抜本的な解決策を要望してきた。<br>よって、本格復興の支障とならないようのり面崩落箇所について、安全確保を図り、早期の復旧とともに、笹ノ田峠のトンネル化による抜本的な対策を講じるよう強く要望する。<br><br>以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| 一　関　市 | 【議決年月日】平成 28 年３月 17 日<br>【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣<br>【件　　　名】子供の貧困対策の強化を求める意見書<br><br>近年の厳しい経済・雇用情勢は、子供の暮らしや学びに大きな影響を与えている。<br>国の調査によると、子供の貧困率は昭和 60 年の 10.9%から徐々に増加し、平成 24 年には 16.3%と６人に１人の割合となっており、また、ひとり親世帯の貧困率は 54.6%となっている。<br>本県においても、平成 24 年度には７人に１人の子供が就学援助を受けており、厳しい状況に置かれた子供たちに寄り添う教育や一人一人の人権や学習権を保障する支援策が喫緊の課題である。<br>よって、国においては、子供たちが貧困によって不利益を被ることのないよう、特にも家庭の所得格差を教育の格差につなげず、全ての子供たちに学ぶ機会を保障し、安心して暮らすことができるよう、子供の貧困対策の強化に向けた対策を講じるよう強く求める。<br><br>以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| 釜　石　市 | 【議決年月日】平成 28 年３月 17 日<br>【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、<br>内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）<br>【件　　　名】ＴＰＰ交渉の大筋合意への対応を求める意見書<br><br>平成 27 年 10 月５日、環太平洋パートナーシップ協定（ＴＰＰ）交渉参加 12 カ国は閣僚会合において、協定の大筋合意に至ったところであります。<br>また、平成 28 年２月４日には、協定への署名が行われ、今後はＴＰＰ協定の批准に向けた手続きを進めることとなりますが、ＴＰＰは、農林水産業において国民生活に大きな影響を及ぼすものであり、特に生産基盤の弱い地方においては、経済や生活などへの影響が懸念されるところであります。<br>つきましては、生産農家が将来にわたって「夢」と「希望」と「誇り」をもって、営農に取り組めるよう、農業政策の確立と地域経済を守る観点から、下記事項について、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。<br><br>記<br><br>１．経済安定策など将来にわたって再生産を可能とする政策を確立すること。<br>２．収益力向上と競争力強化のための対策を講ずること。<br>３．国土保全を含めた農地の維持管理、地域文化の持続性対策を講ずること。<br>４．新たな分野に挑戦する付加価値創出対策を講ずること<br>５．地域や消費者の信頼にこたえる国産農畜産物の需要拡大対策を講ずること。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| 二　戸　市 | 【議決年月日】平成 28 年３月 23 日<br>【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣<br>【件　　　名】寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大することを求める意見書<br><br>寡婦控除は、配偶者と死別又は離婚した後、再度結婚していない人で、子どもを養育しているひとり親等に対し、一定の所得控除を適用する税制優遇制度である。<br>この寡婦控除は、一度でも婚姻歴があれば、その後未婚で子どもを産んでも適用されるが、様々な事情により、当初から未婚のまま子どもを産み育てている母子世帯には適用されない。<br>寡婦控除が適用されない合計所得金額が５００万円以下の未婚の母子世帯の場合、死別又は離婚の母子世帯と同収入であっても、課税される所得金額が３５万円高くなるため、その分所得税が高くなる。また、寡婦控除の影響はそれだけにとどまらず、保育料や公営住宅の家賃の算定等にも及ぶため、未婚の母子世帯と他の母子世帯の間での経済的な格差は拡大している。<br>日本弁護士連合会は、この件について未婚の母親たちから人権救済の申し立てを受け、合理的な理由のない差別であり憲法違反だとして、国と母子が居住する自治体に対して経済的苦境を救済するよう要望書を出している。<br>非正規雇用者が増える中で、さらに低所得者層が多い母子世帯において、婚姻歴の有無により寡婦控除の対象を分けることは問題であり、母子の人権を守る視点からも、早急に改善すべきである。<br>民法の分野では、両親が結婚していたかどうかで子どもの相続分に差をつける民法の規定は法の下の平等を定めた憲法に違反するとした最高裁判所大法廷の判断を受け、２０１３年に政府が提出した民法改正案が成立し、嫡出子と非嫡出子の相続分は同等になった。税制の分野についても法改正が必要である。<br>よって、二戸市議会は国会及び政府に対し、下記事項について強く要請する。<br><br>記<br>１．寡婦控除制度における未婚の母に対する不公平をなくすため、寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大する法律改正を早期に実現すること。<br><br>以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出する。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| 二　戸　市 | 【議決年月日】平成 28 年３月 23 日<br>【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣<br>【件　　　名】奨学金制度の充実等を求める意見書<br><br>学費が高騰し、一方で世帯年収が下がり続けるなかで、家庭の教育費負担がかつて無く重くなっている。すでに大学生の５割超、大学院生の６割超が何らかの奨学金を受給しなくては、学業を続けられないのが実態である。<br>我が国の公的な奨学金制度の中心である独立行政法人日本学生支援機構による奨学金は、貸与型の奨学金制度であり、その７割超（貸与金額）が年３％を上限とする利息付の奨学金（第２種奨学金）となっている。<br>近年、貸与者数および貸与金額が増加を続ける一方で、学生の就職難や非正規労働の増加などから、卒業後も奨学金の返還が出来ずに生活に苦しむ若者が急増している。同機構は返還期限の猶予や減額返還などの制度を設けているが適用の要件が厳しく、民間サービサー（債権回収会社）による過酷な債権回収などが社会問題ともなっている。<br>よって本市議会は、政府において、学習意欲と能力のある若者が家庭の経済状況にかかわらず進学し、安心して学業に専念できる環境を作るため、下記事項について十全の対応をとるよう強く求める。<br><br>記<br>１．高校生を対象とした給付型奨学金制度を拡充し、大学生等を対象とした給付型奨学金制度を創設すること。<br>２．無利子奨学金を充実させ、延滞金制度の加算利息についてはさらに引き下げること。<br>３．返還猶予、返還免除、減額返還などの救済制度の周知と拡充をはかり、柔軟に適用させること。<br>４．大学等の授業料減免制度を充実し、高等教育の学費の引き下げをはかること。<br><br>以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出する。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| 二　戸　市 | 【議決年月日】平成 28 年３月 23 日<br>【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣<br>【件　　　名】国民健康保険制度の充実強化を求める意見書<br><br>国民皆保険の基礎となっている国民健康保険は他の公的医療保険と比較して高齢者や低所得者層が多く加入しているという構造的な問題を抱えており、財政基盤は極めて脆弱で厳しい財政運営を余儀なくされている状況にあります。<br>地域経済の低迷や高齢化の進展等により、保険税（料）収入が減少となる一方で、高度医療の普及等による医療費の増加が保険者や被保険者の負担を増大させています。<br>このような状況で多くの保険者が法定外の繰入や翌年度予算からの繰上充用を行う実態があり、国民健康保険制度の維持が困難となってきています。政府は昨年成立させた「医療保険制度改革法」によって平成３０年度から都道府県に財政運営の責任主体を移行させる「国民健康保険の都道府県化」を行うとし、平成２７年度から低所得者対策として保険者支援制度により、公費拡充による財政基盤の強化策が恒久化されましたが、財政安定化のためには充分な措置となっておらず、今後も医療費の増大が予想され、国庫負担を大幅に増やして国保の財政構造を抜本的に変えないかぎり、国民健康保険の脆弱で厳しい財政運営は避けられず、都道府県化でも構造的な問題は解決できないと考えます。<br>よって国においては、国民健康保険制度の充実強化のため、地方自治体の意見を尊重し、保険税（料）軽減や保険者支援の拡大に努める等、大幅な国庫負担の拡充・財政支援の万全の措置を講じて、国保財政基盤の強化を図ることを強く求めます。<br>以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| 二　戸　市 | 【議決年月日】平成 28 年３月 23 日<br>【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、<br>内閣府特命担当大臣（少子化対策男女共同参画）<br>【件　　　名】子どもの医療費助成制度を求める意見書<br><br>全国の自治体が深刻化する少子化の対策として、子育て支援策の柱に医療費助成を掲げ取り組んでおり、２０１４年４月現在で、助成対象を就学前が通院で９９．１％、入院で１００％となり、中学卒業以上まで助成する市町村は、通院で６５．１％、入院で７８．７％となっています。<br>子育ての大きな不安の一つに、子どもの病気があります。子どもは病気にかかりやすく、抵抗力が弱いため重症化することも多く、成長期にある子どもの病気の早期発見・早期治療を支えるために、医療費の心配をなくすことは大きな子育て支援となります。<br>しかし、自治体が実施する医療費助成制度は、対象年齢、所得制限・一部負担の有無、「現物給付」と「償還払い」の違いなど、市町村間で大きな格差があります。<br>国は、医療費助成を「現物給付」で実施する市町村の国民健康保険については、国庫負担金を減額するペナルティーを行っており、「現物給付」によって子どもの医療費助成を実施している市町村では、財政運営上の大きな支障となり、「償還払い」の自治体では、受診抑制が発生しています。<br>どこに生まれ、どこに住んでも、子どもは等しく大切に育てられるべきであり、全自治体が実施している子どもの医療費助成制度等地方単独事業は、本来、国が全国一律に行うべきものであり、成長期にある子どもの病気の早期発見と早期治療、治療の継続を確保する上で、受診抑制が発生しない形での子どもの医療費助成制度の実施が必要です。少子化対策上も急務な課題です。<br>よって、次の事項を強く求めます。<br><br>記<br>１．中学卒業までをめざし、当面、就学前まで国の医療費助成制度（入院時の食事負担も含む）を早期に創設すること。<br>２．子ども医療費助成を現物給付した自治体の国民健康保険国庫負担金の減額制度を廃止すること。<br><br>以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| 八 幡 平 市 | 【議決年月日】平成 28 年３月 25 日<br>【提　出　先】内閣総理大臣、農林水産大臣、経済再生担当大臣、経済産業大臣<br>【件　　　名】ＴＰＰからの撤退・批准中止を求める意見書<br><br>ＴＰＰ参加国は、平成 27 年 10 月５日に「大筋合意」、11 月５日に「暫定文書」を発表し、平成 28 年２月４日には「協定文」に署名した。<br>「大筋合意」では、アメリカ、オーストラリア産米合わせて 7.8 万トンの「特別輸入枠」を設定するとしている。また、牛肉の関税は 15 年かけて 38.5%から 9%へ、豚肉の関税は１㌔当たり最大 482 円から、10 年後は 50 円に引き下げられる。さらに麦については、事実上の関税であるマークアップを 45%削減し、乳製品についてもアメリカ、オーストラリア、ニュージーランドに対して、バター・脱脂粉乳の輸入枠を設定、甘味資源作物も「特別輸入枠」が新設される。このように農産品重要５品目全てで譲歩するとともに、重要５品目の細目（タリフライン）の３割で関税を撤廃するとしている。<br>これらの内容が、重要５品目について関税の撤廃はもとより、削減される場合でも「除外または再協議」を求めるとした国会決議（2013 年４月 18・19 日「国会衆参両院農林水産委員会決議」）に違反していることは明白で、国会決議に従えば、ＴＰＰから撤退をしなければならない事態である。<br>さらに、重要５品目以外の野菜、果物や林産物、水産物の 98%で、関税撤廃にまで踏み込んでいることは重大である。日本の農林水産業への影響は計り知れず、食料自給率をさらに引き下げ、日本を「存立危機事態」へと追い込むものである。また、日本農業へ壊滅的打撃を与えるだけでなく、医療分野への営利企業の参入、食の安全の侵害、さらには国有企業の規定やＩＳＤＳ条項など地域経済、国民生活全般に渡って深刻な悪影響を及ぼす懸念がある。<br>これらの声に対して、政府は「指摘された多くの懸念にはあたらない」としている。しかし、「大筋合意」の内容が、国民生活に重大な不利益を与えることは明らかであり、このような「合意」は直ちに撤回すべきである。そして、この「合意」に基づくＴＰＰ協定の批准は認められないものである。<br>以上の主旨から、下記の事項について要望する。<br><br>記<br><br>国会決議に違反するＴＰＰからは撤退し、協定の批准は行わないこと。<br><br>以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| 八幡平市 | 【議決年月日】平成 28 年３月 25 日<br>【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣<br>【件　　　名】軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める意見書<br><br>脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、頭が衝撃や打撲を受けたり、激しく揺さぶられることによって、あるいは身体への強打によって、頭と脳が前後左右に急速に動かされる動きによって生じる。この突然の動きによって、文字通り脳は頭蓋内で跳ねまわされ、よじられ、脳細胞が引っ張られて損傷を受け、脳内に科学的な変化を生じる。脳しんとうを受傷しても通常、生命を脅かされることはないが、治療を必要とする重篤な症状を引き起こす場合もある。<br>主な症状は損傷後、記憶障害、錯乱、眠気、だるさ、めまい、物が二重に見えるあるいはぼやけて見える、頭痛または軽度の頭痛、吐き気、嘔吐、光や騒音に対する過敏性、バランス障害、刺激に対する反応が鈍化、集中力の低下、複雑かつ多彩であり、また症状は、すぐに始まることもあれば、損傷後数時間、数日、数週間、あるいは数ヶ月間発症しないこともある。<br>特に、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、臭い・味が分らなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁などが発症した場合、症状が消失するには数ヶ月かかることがあり、まれには、永続的な身体的、感情的、神経的、または知的な変更が発生します。さらに、脳しんとうを繰り返すと、永久的な脳損傷を受ける可能性が高くなりますし、死に至る場合もあるので、繰り返し脳しんとうを受けることは、避けるべきである。<br>この病態は、ポケットＳＣＡＴ２やＳＣＡＴ３において客観的な診断方法が確立されており、既に、国際オリンピック委員会を始め、ＦＩＦＡ、ＩＩＨＦ、ＩＲＢ、Ｆ－ＭＡＲＣ等で採用され、ポケットＳＣＡＴ２に於いては各種スポーツ団体で脳しんとうを疑うかどうかの指標として使用されている。<br>平成 24 年７月には文部科学省が「学校における体育活動中の事故防止について」という報告書をまとめ、更には平成 25 年 12 月には、社団法人日本脳神経外科学会から「スポーツによる脳損傷を予防するための提言」が提出され、同月には、文部科学省より「スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について」の事務連絡が出されていますが、実際の教育現場や家庭では、まだまだ正確な認識と理解が進まず、対応も後手に回ってしまい、再就学・再就職のタイミングを失ってしまい、生活全般に不安、不便、孤独を感じ、最悪、うつ状態に陥ってしまう人も多く、特に罹患年齢が低年齢であれば発達障害とみなされ見過ごされ、引きこもるか施設に預けられるかの２者択一になっているのが現状である。<br>また、重篤な事案となった場合にも事故の初動調査の遅れがちになることにより、事案の経緯が明確にならないため、介護・医療・補償問題をも後手に回ってしまい、最悪、家 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| | 庭の崩壊へと陥っている家族も多く、事故調査を蔑ろにしてしまうがために、同様の事故を繰り返し起こしてしまっているのが現状である。<br>　そこで、国におかれましては、上記の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じるよう、強く要望する。<br>記<br>１．教育機関での周知徹底と対策<br>　各学校などの教師・保健師・スポーツコーチ及び救命救急士・救急隊員に、ポケットＳＣＡＴ２の携帯を義務付けること。<br>　併せて、むち打ち型損傷、若しくは、頭頚部に衝撃を受けたと推測される事故・事案が発生した場合は、本人の訴えだけではなく、症状を客観的に正確に観察して判断を下すとともに、家庭・家族への報告も義務付け、経過観察を促すこと。<br>２．専門医による診断と適切な検査の実施<br>　脳しんとうを疑った場合には、直ちに脳神経外科医の診断を受け、ＣＴ・ＭＲＩだけではなく、神経学的検査の受診も義務付けるとともに、ＳＣＡＴ３（12 歳以下の場合はチャイルドＳＣＡＴ３）を実施し、対応できる医療連携体制の構築を進めること。<br>３．周知・啓発・予防措置の推進と相談窓口の設置<br>　脳しんとうについて、各自治体の医療相談窓口等に対応のできる職員を配置し、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発・周知・予防をより一層図ること。<br>４．園内・学内で発生した重大事故の繰り返しの防止<br>　保育園・幼稚園及び学校内で発生した事案が重篤な場合は、直ちに保護者に連絡するとともに、第三者調査機関を設置し、迅速に事故調査及び開示を行うこと。<br><br>　以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
|---|---|
| 奥　州　市 | 【議決年月日】平成 28 年３月 24 日<br>【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣<br>【件　　　名】奨学金制度の充実等を求める意見書<br><br>学費が高騰し、一方で世帯年収が下がり続ける中で、家庭の教育費負担がかつてなく重くなっている。すでに大学生の５割超、大学院生の６割超が何らかの奨学金を受給しなくては、学業を続けられないのが実態である。<br>わが国の公的な奨学金制度の中心である独立行政法人日本学生支援機構による奨学金は、貸与型の奨学金制度であり、その７割超（貸与金額）が３％を上限とする利息付きの奨学金（第２種奨学金）となっている。<br>近年、貸与者数および貸与金額が増加を続ける一方で、学生の就職難や非正規労働の増加などから、卒業後も奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増している。同機構は、返還期限の猶予や減額返還などの制度を設けているが、適用の要件が厳しく、民間サービサー（債権回収会社）による過酷な債権回収などが社会問題ともなっている。<br>よって本議会は、政府において、学習意欲と能力のある若者が家庭の経済状況にかかわらず進学し、安心して学業に専念できる環境を作るため、下記事項について十全の対応をとるよう強く求める。<br><br>記<br><br>１、高校生を対象とした給付型奨学金制度を拡充し、大学生等を対象とした給付型奨学金制度を創設すること。<br>２、無利子奨学金を充実させ、延滞金制度の加算利息についてはさらに引き下げること。<br>３、返還猶予、返還免除、減額返還などの救済制度の周知と拡充をはかり、柔軟に適用させること。<br>４、大学等の授業料減免制度を充実し、高等教育の学費引き下げをはかること。<br><br>以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| 奥　州　市 | 【議決年月日】平成 28 年３月 24 日<br>【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣<br>【件　　　名】ヘイトスピーチを禁止する法の整備を求める意見書<br><br>昨今、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動、いわゆるヘイトスピーチが大きな社会問題となっています。<br>平成 26 年７月に、国際連合の自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」上の人種差別に該当する差別的言動の広がりに懸念を示し、日本政府に対し、このような差別的言動に対処する措置を採るべきとの勧告を出しました。さらに、同年８月には、国際連合の人種差別撤廃委員会も、日本政府に対し、法で規制を行うなどヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行いました。<br>人種や民族、国籍等の違いから生じる差別は決して許されるものではなく、国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねないことから、早急に対応することが必要です。<br>よって、国においては、差別のない社会に向け、次の事項を実現するよう求めます。<br><br>記<br><br>１　ヘイトスピーチを禁止する法の整備を行うこと。<br>２　人種差別撤廃条約４条(a)及び(b)に関し、その留保を撤回すること。<br><br>以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| 矢　巾　町 | 【議決年月日】平成 28 年３月 22 日<br>【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、<br>内閣官房長官<br>【件　　　名】安全保障関連法の廃止を求める意見書<br><br>昨年９月１９日、参議院本会議において安全保障関連法が、十分な国会審議を経ることなく可決・成立した。<br>この法律は、安倍内閣が集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行い、武力攻撃事態法、ＰＫＯ法など既存の１０の法律を一括して改正する平和安全法制整備法と、新法の国際平和支援法である。<br>国会の審議を通じて憲法違反の法律であることが明白となり、戦闘地域での兵站活動、戦乱の続く地域での治安維持活動、核兵器・毒ガス兵器・劣化ウラン弾やクラスター爆弾まで輸送できるとする後方支援活動は憲法が禁じる武力行使そのものとなる。圧倒的多数の憲法学者、歴代の元内閣法制局長官、元最高裁判長と判事、日本弁護士連合会など、憲法学と法曹界の“専門家の知的共同体”が「安保法制は憲法違反」と断じたことは極めて重大である。<br>各種世論調査でも、審議すればするほど、国民の多数が安全保障関連法案に「反対」の声が広がり、「政府の説明が不十分」とするものが８割を超えたことは、国民の理解が得られてなかったことを示すものである。<br>国会審議の中では、自衛隊の内部文書も明らかになり、「軍軍間の調整所の設置」や「南スーダンのＰＫＯ活動で駆けつけ警護の実施」など、国会と国民にも示されないまま、戦争法ともいうべき安全保障関連法の成立を前提とした具体化が図られていたことは極めて重大な事態であり、徹底した審議が求められるものである。<br>よって、憲法の根幹に関わるこの法律が十分な審議を行うことなく成立したことは極めて遺憾であることから、安全保障関連法案の強行採決に抗議するとともに、国においては安全保障関連法を廃止するよう強く要望する。<br><br>以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
|---|---|
| 矢　巾　町 | 【議決年月日】平成 28 年３月 22 日<br>【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官<br>【件　　　名】社会資本（上下水道）の老朽化対策の制度拡充を求める意見書<br><br>地方の上下水道事業者は、東京オリンピック以降の高度経済成長期を起点に、安全で安定した水道水の供給をめざし、かつ生活環境の保全と公衆衛生の向上のため下水道の整備普及に取り組んできた。<br>今その上下水道施設が急速に老朽化の域に達し、今後２０年間で建設後５０年以上経過する施設の割合が加速度的に増加する見込みである。<br>本町では、地方公営企業として公営企業会計への移行をし、維持管理費の削減と施設統廃合を行い、かつ更新時期の集中による整備費の増大に対応するため、アセットマネジメントにより事業費の平準化に取り組んできた。<br>しかし、今や利用者の料金の値上げなどのほか、老朽化対策への活路が見出せない現状である。<br>よって国においては、地方自治体が施設の老朽化対策に適切に対応していくために、下記の事項に取り組むよう強く要望する。<br><br>記<br><br>1.　「水道資源開発等施設整備費国庫補助金」に加え、平成２６年度に創設された「生活基盤施設耐震化等交付金」においても、補助要件及び総額においても必要十分とは言いがたい。よって、上下水道事業の円滑かつ確実な推進を図るため、補助要件の緩和と財政予算額の十分な確保を講ずること。<br><br>2.　老朽化対策施設整備が計画的に進むように、安定的な財政支援を講ずること。<br><br>3.　国民の上下水道利用料金に格差が生じないよう適正化につとめ、事業制度の拡充を図ること。<br><br>以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
|---|---|
| 普　代　村 | 【議決年月日】平成 28 年３月 10 日<br>【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣<br>【件　　　名】ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書<br><br>我が国において、ウイルス性肝炎、特にＢ型肝炎及びＣ型肝炎の患者が合計 350 万人以上とされるほどまん延しており、国の責めに帰すべき事由等によるものであるということは、肝炎対策基本法、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法並びに特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法で確認されているところであり、国の法的責任は明確になっています。<br>ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されていますが、対象となる医療が、Ｂ型・Ｃ型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とＢ型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限られているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼります。特に、肝硬変・肝がん患者は高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来しています。<br>また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところです。<br>他方、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成 23 年 12 月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされました。しかし、国においては、肝硬変肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じておりません。<br>肝硬変・肝がん患者は、毎日 120 人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題であります。<br>よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望します。<br><br>記<br>１．ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。<br>２．身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。<br><br>以上、地方自治法第 99 条の規定による意見書を提出します。 |

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| 一　戸　町 | 【議決年月日】平成 28 年３月 17 日<br>【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、財務大臣<br>【件　　　名】国による子どもの医療費助成の制度化と国民健康保険国庫負担金減額調整措置の廃止を求める意見書<br><br>子どもの貧困が深刻となり少子化が進む中、疾病の早期診断と早期治療を促進し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的として、各自治体が子どもの医療費助成制度を実施しています。<br>しかし、自治体が実施する子どもの医療費助成制度は、対象年齢、所得制限や一部負担金の有無、「現物給付」と「償還払い」の違いなど、自治体間で大きな格差があります。どこに生まれ、どこに住んでも、子どもは等しく大切に育てられるべきです。そのためには、子どもの医療費助成制度を国において制度化することが必要です。<br>また、子どもの医療費助成制度は少子化対策に関する重要な施策であるにもかかわらず、医療費助成を「現物給付」で実施する市町村の国民健康保険国庫負担金が減額調整されており、施策推進の大きな支障となっています。<br>よって、国においては、以下の措置を講ずるよう強く要望します。<br><br>記<br><br>1　すべての子どもを対象とした医療費助成制度を早急に制度化するとともに、十分な財源措置を講ずること。<br><br>2　子どもの医療費助成を現物給付で実施した市町村の国民健康保険に係る国庫負担金の減額調整措置を廃止すること。<br><br>以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。 |